

法 令 等 名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項	第30条第2項
処 分 の 概 要	店舗型性風俗特殊営業の営業廃止命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第28条第1項・第2項（店舗型性風俗特殊営業の営業禁止区域等） 大阪府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 第10条、第11条第1項（店舗型性風俗特殊営業の営業禁止区域等） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令 第17条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準	別紙のとおり。
問 い 合 わ せ 先	生活安全部保安課行政第三係 （電話 06-6943-1234 内線 31741）
備 考	